

2024 年春に診療報酬と介護報酬の同時改定が行われます。具体的な論議は、診療報酬は中央社会保険医療協議会（中医協）において、介護報酬は介護給付費分科会にてそれぞれ進められ、「医療と介護の連携」がキーワードになっています。そして今、その行方に注目が集まっています。今回は先日開催された介護給付費分科会から、介護報酬の動きをお届けします。

介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者に対して支払われる報酬のことをいいます。サービス内容やサービス提供体制によって「加算」「減算」される仕組みで、3年ごとに改定されます。

■ 透析患者の特養入所促進に向け議論

- 施設職員による透析の送迎・付き添い評価を検討 -

厚生労働省は 11 月 16 日、透析が必要な患者であっても「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：特養）」への入所が可能となるよう、施設職員が月に一定以上の送迎を行っている場合、新たに報酬上で評価する方策を示しました。

2021（令和 3）年度に行われた調査（特別養護老人ホームにおける医療ニーズに関する調査研究事業）では、透析の送迎が必要な患者に対し 7 割以上の施設が入所を断る方針だと回答しています（下図）。そもそも特養では、入所者の通院介助・付き添いは、日常生活上の健康管理として基本報酬により評価されていますが、とりわけ透析患者のように頻回に通院が必要な入所者を抱える場合、送迎コストや送迎時に施設内の職員体制が手薄になることなどから、関係団体から送迎にかかる評価を求める意見が出ていました。

このような状況を踏まえ厚労省は、▼定期的かつ継続的な透析を必要とする入所者であって、▼家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事由がある者について、▼施設職員が月一定回数以上の送迎を行った場合は、報酬上新たに評価することを提案しました。

2023 年内に介護報酬や運営基準に関する「基本的な考え」が取りまとめられる予定です。

介護老人福祉施設における医療処置の提供方針（医療処置別の入所者の受入れ方針）

○ 「摘便」、「浣腸」、「褥瘡・創傷の処置」においては 8 割以上の施設が、「入所は断らない」としている一方、「透析が必要な入所者の日常的な観察・送迎」では、7 割以上の施設が「入所を断る」としている。

